管財人は、特定購入希望者に対して当該担保目的物を売却することにつき裁判所の許可が得られた場合、その者に当該担保目的物を売却する。

特定購入希望者に売却することにつき裁判所の許可を得られたにもかかわらず、特定購入希望者が売買契約の締結を拒否したとき、又は、管財人の責めに基づかずに当該売買契約が解除されたときは、更生担保権者が自ら希望購入価額での購入者となる申込みをしたものとみなす。

①当該担保目的物に担保権を有する全ての更生担保権者が売却条件通知に記載する条件に同意した場合、②売却条件通知を受領後２週間を経過する日までに全ての更生担保権者が異議を述べなかった場合、③売却条件通知を受領後１ヶ月を経過する日までに特定購入希望者の紹介がなかった場合、又は④紹介した特定購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られなかった場合の何れの場合においても、管財人は、売却条件通知したところに従って、裁判所の許可を得て当該担保目的物を売却する。

ウ　担保弁済額

㈠　「担保弁済額」とは、当該担保目的物の売却代金（消費税を除く）から、下記ａからｅまでの控除項目記載の売却の費用を控除した残額とする。

記

ａ　売主負担の仲介手数料

ｂ　売主負担の印紙代（契約書・領収書）

ｃ　売主負担の登録手続費用

ｄ　更生会社の生じる種々の負担の補填金として売却代金（消費税を除く）の３％相当額

ｅ　その他、担保目的物売却にあたり生ずる費用及び担保目的物の価値の維持のために特別に支出した費用（但し、更生担保権者と協議の上、合理的な金額を定める。）

㈡　「担保弁済額」の限度額

上記㈠の定めに従って算出した金額が、別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の「被担保債権額」欄記載の当該担保目的物に関する更生担保権の被担保債権額を上回る場合、「担保弁済額」は当該担保目的物に係る被担保債権額を限度とする。

第２　リースに係る更生担保権

１　確定債権

確定更生担保権　　１万0166円

別表９

債権者数　２名

２　権利の変更及び弁済方法

別表９「更生担保権弁済計画表（リース：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記②を選択したものとみなす。）、①確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物（対象物件の使用権）を更生担保権者に代物弁済する。

但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、対象物件について管財人に管理権限がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により、代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。

なお、リースに係る更生担保権の代物弁済は、更生担保権者に当該担保目的物の占有を移転（指図による占有移転及び占有改定を含む。）した時にその効力を生じる。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付・弁済方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権は、以下のとおりである。

届出債権額

2,324,239円及び額未定

（内訳）

本税等　　2,298,839円

更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　25,400円

更生手続開始決定日から完納に至るまでの延滞金等　　額未定

別表10

債権者数　５名

２　権利の変更及び納付方法

更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があったときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金、及び、更生計画認可決定から完納に至るまでの延滞税、利子税及び延滞金の全額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」の債権者に対しては、前記免除後の金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに、一括して納付する。

第２　労働債権（省略）

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　総論

確定した一般更生債権は、以下のとおりである。

確定更生債権額　　555,749,648円

別表11

債権者数　23名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

⑴　更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については全額につき免除を受けた上で、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息及び損害金の合計額のうち、①３万円を超え5000万円以下の部分については当該部分の95パーセントに相当する額につき、②5000万円を超える部分については97.5パーセントに相当する額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

⑵　別表11「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権者に対しては、上記免除後の金額について、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する（元本及び更生手続開始決定日前日までの利息及び損害金の合計額うち３万円以下の部分については、当該部分の確定一般更生債権額の全額を弁済する。）。

⑶　但し、別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権を有する債権者については、当該債権者の有する更生担保権の全ての担保目的物の売却代金全額を受領後２ヶ月を経過する日、又は更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに、別表11「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から超過弁済額（本章第１節第１の２⑵㈠参照）を控除し、不足弁済額（同上）を加算した額を「確定一般更生債権額」とみなして、上記⑴⑵に従って一括弁済する。

２　追加弁済

⑴　上記１の第１回弁済後、更生会社が保有する流動資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払いも含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

⑵　追加弁済における弁済額は、次のとおり定める。

前記⑴の弁済資金を別表11「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から前記１に基づく弁済額を控除し、かつ不足弁済額を加算した額で按分して弁済する。